

介護保険施設等の食費・居住費(滞在費)を減額

次の対象サービス利用者（介護予防を含む）のうち、表の要件を満たす人は、食費と居住費（滞在費）を軽減します。

■対象サービス
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院、

ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）

■申請方法
申請書、同意書、通帳等の写し（銀

行名・支店名・口座名義・最終残高〈直近2カ月以内〉のわかるもの）、借用証明書の写し（負債がある場合）を持って高齢介護課へ
※申請された月の初日からの適用となります。利用予定のある人は事前に申請してください。

利用者 負担段階	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居住費(滞在費)				食 費
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
	市 民 税 非 課 税 （ 世 帯 全 員 ）	老齢福祉年金受給者						
2		合計所得金額＋年金収入額が 80万9千円以下(注1)	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3－①		合計所得金額＋年金収入額が 80万9千円超120万円以下(注1)	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3－②		合計所得金額＋年金収入額が 120万円超	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

（注1）80万9千円の適用は、令和7年8月から。令和7年7月までは80万円。
※年金収入は、課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金または障害年金）の合計金額です。
※（ ）内は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
※【 】内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
※利用者負担段階は、申請日における世帯の課税状況等で判定するため、年度途中で異動があれば負担段階が変更となる場合があります。
※世帯が異なる配偶者（事実婚も含む）の課税・資産状況も判定要件となります。
※負債（借入金や住宅ローン等）は預貯金等から差し引いて計算します。
※新年度の課税情報は8月から適用されます。

☎高齢介護課（☎983-1328）

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

■所得制限額

区 分		扶養人数	0人	1人	2人	以降 1人につき
①	老人医療		世帯全員が所得税非課税			
	・重度心身障害者（児）医療 ・重度心身障害老人健康管理事業	本 人	3,604千円以下	3,984千円以下	4,364千円以下	380千円加算
		扶養義務者	6,287千円未満	6,536千円未満	6,749千円未満	213千円加算
②	ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	2,360千円未満	2,740千円未満	3,120千円未満	380千円加算

※上記の額は、令和6年中の所得から本人控除（障害者控除等）や社会保険料等を差し引いた額です。

☎表の区分①に関すること＝国保医療課医療係（☎983-2976）
表の区分②に関すること＝家庭支援課（☎983-1112）

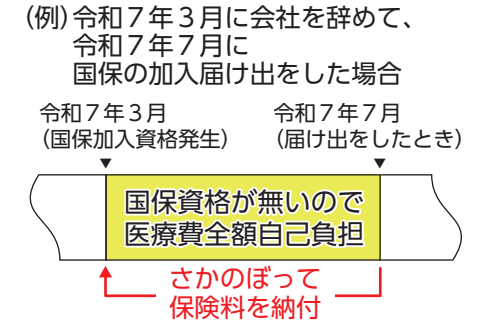
国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合健保）、共済組合等があります。国民健康保険（国保）は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険等の扶養（同居でなくても加入できる場合あり）に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。就職や退職、転入や転出等に伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは表をご覧ください。

■加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません（遡及

制度）。また、その間の医療費は全額自己負担となります。



■交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険を使って治療を受けただけです（一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します）。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

福祉医療制度は、所得制限額（表）と制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。表の①または②の受給者証や対象者証をお持ちの人は7月31日で有効期限を迎えますが、引き続き要件に該当する人には、7月下旬ごろに新しい受給者（対象者）証を郵送します。※今年度からは、重度心身障害老人健康管理事業対象者証をシールから紙へ変更します。また、後期高齢者医療資格確認書とは別で送付しますので、届き次第カバーに入れてご利用ください。■新規で資格を取得するためには申請が必要令和6年度は所得制限等により非該当だった人で、令和6年

中の所得が減少した等、令和7年8月以降に新たに該当する人は、申請が必要です。■申請に必要なもの加入保険資格情報を確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書等）、身体障害者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳（重度心身障害者〈児〉、重度心身障害老人健康管理事業対象者の場合）、戸籍謄本（ひとり親家庭の場合）■高額療養費制度の給付を受けた人へ市役所へ福祉医療費の支給申請後、加入されている健康保険から高額療養費等の給付を受けた人は、別途手続きが必要な場合があるため、必ず担当課へ連絡してください。

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	親子(母子)健康手帳
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
脱退する場合	八幡市から転出するとき	資格確認書等(※)
	家族が死亡したとき	資格確認書等(※)、死亡を証明するもの
	他の健康保険等に加入したとき	資格確認書等(※)、他の健康保険等の資格確認書等(健康保険に加入したことを証明するもの)
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等(※)、保護開始決定通知書
その他	市内転居、氏名変更、世帯主変更	資格確認書等(※)
	資格確認書等(※)の紛失や汚れて使えなくなったとき	本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	資格確認書等(※)、在学証明書

◆届け出にはマイナンバーの記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が届け出を行う時は、前述のものとあわせて、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。※資格確認書等とは、資格確認書や資格情報のお知らせ、または有効期限内の国民健康保険証をいいます。